

独立行政法人空港周辺整備機構
平成19年度業務実績評価調書

平成20年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成19年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営の効率化 事務事業の効率化の観点から、独立行政法人化の時点で、大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。 共同住宅の新規建設は廃止したが、既存住宅の維持管理業務は継続し、処分に関する業務が新たに生ずることから、共同住宅担当組織は従来どおりとする。	1. 業務運営の効率化に関する年度計画 (1) 組織運営の効率化 中期計画に掲げる組織運営の効率化を図るための組織体制は既に達成されているが、更に社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、業務の実態に即した適切な組織体制を構築する。	3	過年度までに目標は達成され、今年度も引き続き組織のスリム化を図り、着実な実施状況である。	
(2)人材の活用 機構組織全体について、国・府・県・市との人事交流を推進し、若い人材を任用するなどにより組織を活性化する。	(2)人材の活用 引き続き組織の活性化が図られるよう、若い人材の任用に関して国・府・県・市と調整・協議を行うと共に、機構内職員の配置換え等により人材の活用を図る。	3	職員の若返りに努め、着実な実施状況である。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
3)業務運営の効率化 ①代替地造成事業の効率化 イ 大阪については、代替地の保有区画数は1区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。 ロ 福岡については、代替地の保有区画数は2区画以内とする。必要に応じて一般処分も行うものとする。 また、今後取得する場合の代替地の保有期間は3年以内とする。 ハ 一般処分を行う場合は、ホームページへの掲載、地元広報誌等への情報提供を実施するとともに、自治体等の公共代替地への提供も行う。	(3)業務運営の効率化 ①代替地造成事業の効率化 保有代替地については、長期保有のリスクを軽減するため、平成17年度までに全て一般処分したところであり、今後については移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。			

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
②共同住宅 イ 採算性を検討し、現状及び見通しを公表する。 ロ 熊野町住宅については、一般処分に向けて入居者の移転を進める。 ハ 戸別処分を行う小中島住宅については6戸以上を処分する。 ニ 服部本町住宅の空家については、定期借家権を付切入居資格者以外への賃貸の拡大を図っていくことにより、空家率を4%以下にする。 利倉西住宅(第1、第2、第3)については、定期借家権を付切入居資格者以外への賃貸を拡大し、空室率を25%以下にする。				

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
③事業費の抑制 事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%以上）に相当する額を削減する。	②事業費の抑制 事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進し、コストの削減等の推進により中期計画の目標値である認可法人時の最終年度（平成14年度）比で、5%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置を行うものを除く事業については15%以上）に相当する額の削減を図る。 また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、昨年度に引き続き、集中的な執行を行う。	4	予算の削減目標値において、中期目標を大きく上回る削減を行い、昨年度よりさらに削減を行ったことは、優れた実施状況であると認められる。	次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する。
④一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%以上に相当する額を削減する。	③一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度（平成14年度）比で、13%以上に相当する額を削減する目標については、業務の集約化・効率化の推進等により既に達成されているが、引き続き計画的な削減に努める。	4	予算の削減目標値において、中期目標を大きく上回る削減を行い、昨年度よりさらに削減を行ったこと、また、事業費の削減率を大きく上回る削減を行っており、優れた実施状況であると認められる。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)業務の質の向上 業務の質を向上させるため、次の措置を行う。 ①業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年2回以上開催する。	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画 (1)業務の質の向上 業務の質を向上させるため、平成19年度において次の措置を実施する。 ①連絡協議会の開催 業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催するとともに、運営の改善により会議の活性化を図る。	3	年度計画は、着実に実施されている。	今後は、連絡協議会開催の結果がどのように反映されているか、説明するとともに、さらに、会議の活性化を図ることを期待する。
②事業に関する情報の共有化及び職員相互の連帯意識並びに業務に係る専門知識の向上のために弁護士・公認会計士・税理士等の外部講師による職員研修（年3回程度）を実施する。	②職員の資質の向上 外部講師等による職員研修を年3回程度実施する。また、研修後のアンケート調査により、研修効果の把握に努めるとともに、時代のニーズに合わせた講演内容の検討、国・関係機関が実施する研修への積極的な参加等、事業に密接した資格の取得や資質の向上に努める。	3	年度計画は、着実に実施されている。	職員の研修の効果の計測方法についての工夫が図られることを期待する。
③1年サイクルの内部評価制度を導入し、前年度の業務の評価が次年度の目標設定・業務の実施に着実にフィードバックできるようにする。	③業績評価の業務への反映 業務改善推進会議で検討した業績評価手法により、平成18年度の事業及び平成19年度上半期の事業について内部評価委員会等を開催し、その内部評価の結果を踏まえ、以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させるとともに、フォローアップを行う。	3	年度計画は、着実に実施されている。	
④独法移行時において会計規程等の見直しを行うとともに、新たに審査役及び契約係長を設置する。				

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
⑤広報活動の充実 イ ホームページ、パンフレット等の内容を充実させ、独立行政法人評価委員会の評価結果を含めて積極的に各種情報を提供する。 ホームページについてはアクセス数を10%増加させるとともに、書き込み欄への意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。 ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への掲載等の広報活動を行う。 ハ エアフロントオアシスや緑地整備を完了した個所について、成果を周知するため、看板の設置等を行う。	④広報活動の充実 イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般の方々にもわかりやすい公表資料、データ等の各種情報を積極的に提供することにより、更なる充実を図り、アクセス数を10%増加させる。 ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。また、パンフレットについては、更に内容の充実に努める。	3	年度計画は、着実に実施されている。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
(2)業務の確実な実施 周辺整備基本方針及び中期基本方針で策定された趣旨を踏まえつつ、各事業を進める。 ①再開発整備事業 イ 関係自治体との定期的情報交換を行うこと等により、都市計画や地域整備計画と整合する事業を実施する。 ロ 施設の整備にあたっては、仕様等について企業からの提案を取り入れる等により、需要に柔軟・的確に対応する。 ハ 中期目標の期間中に、需要の確実性を把握したうえで、7件の事業を行う。	(2)業務の確実な実施 ①再開発整備事業 イ 関係自治体と情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。 ロ 施設整備にあたっては、需要に柔軟・的確に対応する。また、実施にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。 ハ 既に中期計画に定めた目標を上回る25件を整備しているところであるが、平成19年度はさらに2件の整備を実施し、街づくりと空港周辺地域の活性化に寄与する。 ニ 中村地区事業者に対する移転先用地の譲渡契約については、早期契約に向けて事業を進める。	4	年度計画の2件を上回る5件の整備を実施したことは、優れた実施状況であると認められる。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
②民家防音事業 工事の積算方法や審査方法の見直し、事務の効率化・簡素化に取り組み、交付申請から交付額の確定までの期間を15%短縮する。 なお、工事は特定時期に集中することなく計画性を持って実施する。	②民家防音事業 全体のパフォーマンスを更に高めるために、各担当業務の年間工程を一括管理し業務執行の円滑化を図るとともに、工事が特定時期に集中しないよう計画的に行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、中期目標値である15%短縮（平成14年度実績比）の達成を図る。	3	年度計画を上回る16%の短縮は、着実な実施状況である。	処理期間は従前に比してかなり短縮されたものの、より一層の短縮化を進める方策を望む。
③移転補償事業 事務処理の迅速化を図り、移転補償及び土地の買入れについては申請から代金の支払いまでの期間を15%短縮する。	③移転補償事業 移転補償及び土地の買入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、中期目標値である15%短縮（平成14年度実績比）の達成を図る。 福岡の移転補償については、申請から代金支払いまでの期間短縮の阻害要因である持越物件の処理が終わることを踏まえ、引き続き申請者に対して隣接者や権利関係者との調整等の問題を適時指導することにより、平成19年度において期間短縮目標の達成を目指す。	3	年度計画どおりの15%短縮は、着実な実施状況である。	

項 目		評価結果	評価理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
④中村地区の移転補償事業 中村地区に係る移転補償事業については、下記により実施する。 イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を行い整備を進める。 ロ 地元自治会と密に連絡情報交換を行い、事務を円滑に進める。 ハ 移転補償の事務（補償額の提示）を行うにあたっては住民及び事業者に必要な説明を行う。	④中村地区の移転補償事業 イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を必要に応じて実施し、平成19年度未完了に向けて事業を推進する。 ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして行い、移転に関する地区住民の意向を把握し、円滑な移転に努める。 ハ 移転補償事務を行うにあたっては個別に十分な説明を行うことにより事業に対する理解を求め、未契約の物件についても成約に向けて働きかけ、着実な処理に努める。	4	移転補償契約を全て締結出来たことは、優れた実施状況である。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
⑤大阪国際空港周辺の緑地整備 大阪国際空港周辺の都市計画緑地の用地取得等については、国・地元自治体等との協力体制を強化し、着実に実施する。 イ 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分は、概成に向けて推進する。 □ 緩衝緑地第2期事業分については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。	⑤大阪国際空港周辺の緑地整備 イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約1.8ha（利用地残約0.4ha、緩衝緑地第1期残約1.4ha）のうち約0.6haを買収し、用地取得進捗率を約96%とする。 また、買収済みの土地約0.57haについて造成・植栽及び排水施設整備を実施する。 □ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について大阪国際空港緑地整備推進協議会を活用して関係機関と引き続き調整する。	3	造成・植栽等について、年度計画どおり施設整備を行い、着実な実施状況である。	

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
⑥福岡空港周辺の緑地整備 福岡空港周辺の緑地整備を推進する。 イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備を推進する。 □ 空港南側の一定範囲については、平成19年度までに都市計画事業承認・認可を取得できるよう国・地元自治体等と調整する。	⑥福岡空港周辺の緑地整備 イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施する。 □ 空港南側の一定範囲については、地域の実情等に配慮し、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と引き続き調整する。	3	年度計画の造成・植栽は一部実施出来なかったが、これは地元の要望により実施しなかったもので、着実な実施状況である。	
（３）空港と周辺地域の共生 国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。 イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ啓発活動を積極的に実施する。 □ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。 ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進する。	（３）空港と周辺地域の共生 空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。 イ 周辺地域活性化促進協議会等の機会を通じ環境関係の啓発活動を実施する。 □ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。 ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、ホームページを活用して広報に努める。	3	年度計画は、着実に実施されている。	校外学習の一環教育としての義務教育機関からの環境学習の受け入れについて、直接的な働きかけなどがあっても良いのではないかな。

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金を30%圧縮する。 未収家賃を40%圧縮する。	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 純利益を計上することにより、欠損金を30%以上圧縮する。	4	年度計画を大きく上回る欠損金の圧縮は、優れた実施状況である。	随意契約の適正化への取り組みにより、一般競争入札の対象の拡大を図るなどして、経費の抑制を図っている また、監事及び監査法人の監査においても特段の指摘事項もなく、予算の執行等を適正に行っている。
4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。			
5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし	5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし			
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし			

項 目		評価結果	評価理由	意 見												
中期計画	平成19年度計画															
7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 （1）人事に関する計画 ①「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、人員について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね2%の人員を削減することとする。 （下表のとおり） <table><tr><td>区 分</td><td>常 勤 役職員数（人）</td></tr><tr><td>平成17年度末</td><td>101</td></tr><tr><td>平成18年度末</td><td>101</td></tr><tr><td>平成19年度末</td><td>99</td></tr><tr><td>17年度と19年度 度の比較</td><td>△ 2</td></tr><tr><td>削 減 率</td><td>1.98%</td></tr></table>	区 分	常 勤 役職員数（人）	平成17年度末	101	平成18年度末	101	平成19年度末	99	17年度と19年度 度の比較	△ 2	削 減 率	1.98%	7. その他業務運営に関する重要事項 （1）人事に関する計画 ①「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成19年度において、人員について17年度比で2%以上の削減を行うこととする。	4	年度計画を大きく上回る人員の削減を行い、優れた実施状況である。	
区 分	常 勤 役職員数（人）															
平成17年度末	101															
平成18年度末	101															
平成19年度末	99															
17年度と19年度 度の比較	△ 2															
削 減 率	1.98%															
なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	3	ラスパイレス指数は、前年度からさらに低くなっており、平成15年度の123.7から109.1と改善されており、着実な実施状況である。	ラスパイレス指数について、比較条件を同一（大阪及び福岡の公務員給与との比較等）にした上で、比較を行う必要があると考える。												
②定年退職者の補充にあたっては原則として業務の進捗に応じ削減する。																

項 目		評定結果	評定理由	意 見
中期計画	平成19年度計画			
③国・府・県・市からの出向者については若返りを図り、人件費を抑制する。	②国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。	4	若返りを図り人件費を抑制したことは、優れた実施状況である。	
④独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。				

＜記入要領＞・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成19年度業務実績評価調書：空港周辺整備機構

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝64 項目数（19）×3＝57 下記公式＝112%

＜記入要領＞

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総 合 評 価

（法人の業務の実績）

- ・いずれの項目も3以上であり、高いレベルでの目標を達成している項目もある。努力や工夫も多くなされており、業務実績においては「順調」と評価できる。
- ・中村地区の移転補償について、すべての権利者との契約が完了したことは、高く評価できる。
- ・人員削減・費用の抑制等は成果を上げている。
- ・民家防音工事及び移転補償事業において、申請から支払いまでの期間短縮について、年度計画どおり達成されている。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・民家防音事業の進め方を根本から見直すべきではないか。
- ・空港周辺の緑地整備については、その望ましいあり方について、国、関係自治体、周辺住民とのさらなる協議が必要であると思われる。

（その他推奨事例等）

- ・随意契約についての見直しについては、随意契約比率が減少しており、この点は評価出来る。